

繊維製品品質表示者名称等代行表記制度規約

協同組合 関西ファッション連合

(目 的)

- 第 1 条 協同組合関西ファッション連合(以下「本組合」という)が、家庭用品品質表示法第2条第2項の規定に基づく「表示業者」となるにあたり、その業務の円滑な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(適 用)

- 第 2 条 本規約は、本組合の組合員及び賛助会員で、本制度の趣旨に賛同し所定の手続きを経て本組合が承認した登録組合員・賛助会員に適用する。

(事 業)

- 第 3 条 本組合は家庭用品品質表示法、同施行令、及び繊維製品品質表示規程(以下「法令」という)に基づく下記の事業を行う。
- (1) 登録組合員・賛助会員の繊維製品のラベル等に「表示業者」として本組合の名称を使用することを認め、併せて登録組合員・賛助会員に対し登録記号番号(企業コード)を付与する。
 - (2) 前項製品に関する第三者からの申し出を当該登録組合員・賛助会員に取り次ぐ。
 - (3) その他関連する事業。

(委 員 会)

- 第 4 条 本組合は本事業の管理運営のための委員会を設置する。
2. 委員会の細目については別途に定める。

(登 録 ・ 登 録 記 号 番 号 交 付)

- 第 5 条 本制度の利用を希望する組合員・賛助会員は、署名捺印した所定の申請書及び誓約書に、PL保険証書(写)を添えて本組合に提出して登録申請を行うものとする。
2. 本組合は書類審査のうえ、適正と認める場合は、登録記号番号を交付する。

(表 示)

- 第 6 条 登録組合員・賛助会員は本組合の名称を用いて表示する際には、次に掲げる名称及び電話番号並びに登録記号番号を表記する。

- (1) 名 称 協同組合 関西ファッション連合
- (2) 連 絡 先 取り次ぎ方法により、下記電話番号を表示する。
電話転送方式 06-6228-6740
FAX送信方式 06-6228-8139
- (3) 登録記号番号 K-〇〇〇〇
(企業コード) 但し、既に全日本婦人子供服工業組合連合会、日本織物中央卸商業組合連合会又は、日本ニット中央卸商業組合連合会より登録番号の付与を受けているときは、その記号番号
- (4) 商品コード 組合員発行の商品コード

(管 理)

- 第 7 条 登録組合員・賛助会員は、法令を遵守し、適正な品質管理と品質表示並びにラベル等の管理に努めなければならない。

(責 任 範 囲)

- 第 8 条 照会及び苦情等についての本組合並びに登録組合員・賛助会員の責任範囲は次のとおりとする。

- (1) 登録組合員・賛助会員の当該繊維製品について品質及び品質表示等に関する一切の責任は、当該登録組合員・賛助会員が負うこととし、本組合は、法令及びその他の法令並びに第三者からの苦情等の責務は一切負わないものとする。
- (2) 当組合は登録組合員・賛助会員の繊維製品に関して、第三者から申し出を受けたときは、速やかに当該登録組合員・賛助会員に取り次ぐものとする。
- (3) 登録組合員・賛助会員は第三者からの苦情等に誠意をもって対応し、問題の解決に努めなければならない。
- (4) 登録組合員・賛助会員が第三者と係争になった場合は、自らの責任において解決しなければならない。
- (5) 登録組合員・賛助会員は当該事故などの処理結果を、終了後、本組合へ速やかに報告しなければならない。

(報 告)

- 第 9 条 本組合は年一回、登録組合員・賛助会員における苦情等及び処理状況について報告書を作成し、登録組合員・賛助会員に提供するものとする。

(変 更 届)

- 第 10 条 登録組合員・賛助会員は第5条に基づく登録事項及び添付書類に変更が生じた場合は、速やかに本組合に届け出なければならない。

(登録期間)

- 第11条 第5条に基づく登録有効期限は一年間とし、毎年登録更新を行う。
2. 登録更新に際しては、PL保険証書(写)を添付するものとする。

(申請料)

- 第12条 申請にあたって登録組合員・賛助会員は、別に定める金額の登録料を納めるものとする。

(管理費)

- 第13条 登録組合員・賛助会員は、別に定める金額の年間管理料を納めるものとする。

(登録の取り消し)

- 第14条 本組合は、当該登録組合員・賛助会員が次に掲げる事項に至った場合、登録を取り消し、登録記号番号を抹消する。
(1) 本規約に定める事項に著しく違反したとき
(2) 所属組合員・賛助会員でなくなったとき
(3) 倒産、廃業等に至ったとき

(任意脱退)

- 第15条 登録組合員・賛助会員は本制度から脱退する場合、脱退しようとする日の一ヵ月前までに本組合へ書面で届け出なければならない。

(抹消及び脱退の扱い)

- 第16条 前2条に該当する場合は、本組合を表示業者とするすべてのラベル等を破棄しなければならない。
2. 当該日が登録期間の途中であっても、本組合は納められた管理費を返戻しなくてもよいこととする。

(施行・改廃)

- 第17条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規則の改廃は、本会理事会の定めるところによる。